



# 宮 崎 県 公 報

平成26年12月9日（火曜日）号外 第69号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

### 条 例

- 公の施設に関する条例の一部を改正する条例…（行政経営課） 2  
○宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例…（ “ ” ） 3  
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条

頁

- 例……………（財政課） 5  
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の  
一部を改正する条例……………（市町村課） 6  
○宮崎県地域医療介護総合確保基金条例……………（医療業務課） 7  
○都市公園条例の一部を改正する条例……………（都市計画課） 7  
○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正  
する条例……………（教育庁） 8

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第61号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の専用使用に係る利用料金上限額の新設に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第62号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

行政手続法の一部改正の趣旨を踏まえ、県民等の権利利益の保護の一層の充実を図るため、本県の条例等による処分や行政指導に関して、行政指導の中止や違反行為の是正のための処分等を求めることができる旨の規定を追加するための改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第63号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の専用使用に係る使用料の新設に伴い、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第64号）

#### 1 改正の理由及び主な内容

新たに生じた土地に関する事務など、知事の権限に属する事務について、その取扱いに同意した町に移譲する等、所要の改正を行うこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（条例第65号）

#### 1 制定の理由及び主な内容

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を図るため、宮崎県地域医療介護総合確保基金を設置することとしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第66号）

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県総合運動公園の有料施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第67号）

1 改正の理由及び主な内容

指定管理を行っている宮崎県体育館及び宮崎県ライフル射撃競技場において、利用料金制を採用することに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

条 例

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第61号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第4（第10条の5関係）					別表第4（第10条の5関係）				
施設	基準				施設	基準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設	インラインスケート場	1人1日につき			インラインスケート場	専用使用の場合	1時間につき		1 高等学校及び中学校の生徒には中等教育学校の生徒並びに特別支援学校の高等部及び中学部の生徒を含む。
		大人	1,025円以下				高等学校及び中学校の生徒並びに小学校児童の団体	4,345円以下	
		高等学校及び中学校の生徒	820円以下				その他の団体	5,430円以下	2 小学校児童には特別支援学校の小学部の児童を含む。
		小学校児童	615円以下				専用使用でない場合	1人1日につき	
		大人	1,025円以下				大人	1,025円以下	
		高等学校及び中学校の生徒	820円以下				高等学校及び中学校の生徒	820円以下	
		小学校児童	615円以下				小学校児童	615円以下	
	アイススケート場	1人1日につき			アイススケート場	専用使用の場合	1時間につき		
		大人	1,025円以下				高等学校及び中学校の生徒	8,690円以下	
		高等学校及び中学校の生徒	820円以下				並びに小学校児童		
		小学校児童	615円以下						

		小学校児 童	615円 以下					の団体 その他の 団体	10,865 円以下	
						専用使 用でな い場合	1人1日に つき 大人	1,025 円以下		
							高等学校 及び中学 校の生徒	820円 以下		
							小学校児 童	615円 以下		
[略]				[略]						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第62号

宮崎県行政手続条例の一部を改正する条例

宮崎県行政手続条例（平成7年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 行政指導（第30条－<u>第34条</u>）</p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 処分 条例等（第32条においては、法令）に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p> <p>（4）～（8） [略]</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（13） [略]</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第33条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 行政指導（第30条－<u>第35条</u>）</p> <p><u>第5章 処分等の求め（第36条）</u></p> <p>第6章 届出（第37条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 処分 条例等（第32条及び第33条第2項においては、法令）に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。</p> <p>（4）～（8） [略]</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第5章</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（13） [略]</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第33条 [略]</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p>（1） <u>当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</u></p> <p>（2） <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>（3） <u>当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p><u>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該</u></p>
<p><u>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行</u></p>	<p><u>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該</u></p>

政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付し  
なければならぬ。

3 [略]

第 5 章 [略]

第 35 条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(宮崎県税条例の一部改正)

2 宮崎県税条例（昭和 29 年宮崎県条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(宮崎県行政手続条例の適用除外)	(宮崎県行政手続条例の適用除外)
第 3 条の 2 [略]	第 3 条の 2 [略]
2 宮崎県行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 3 項に定める	2 宮崎県行政手続条例第 3 条、第 4 条又は第 33 条第 4 項に定める

行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交  
付しなければならぬ。

4 [略]

(行政指導の中止等の求め)

第 35 条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠と  
なる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方  
は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しな  
いと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その  
旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとること  
を求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方につ  
いて弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであると  
きは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してし  
なければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必  
要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要  
件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要  
な措置をとらなければならない。

第 5 章 処分等の求め

第 36 条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是  
正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が  
法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思  
料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政  
指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当  
該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してし  
なければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると認める理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第 1 項の規定による申出があった  
ときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認め  
るときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第 6 章 [略]

第 37 条 [略]

もののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 33 条第 2 項及び第 34 条の規定は、適用しない。

もののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第 33 条第 3 項及び第 34 条の規定は、適用しない。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第63号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
使用料	区分	単位	金額	納期	備考	使用料	区分	単位	金額	納期	備考
[略]						[略]					
8 え びの 高原 スポ ーツ レク リエ ーシ ョン 施設 使用 料	インライン スケート場	1人1日 につき 大人 高等学 校及び 中学校 生徒 小学校 児童	1,025円  820円   615円	[略]	30以上の団 体は、1人に つき上記金額 から 200円を 減ずる。	8 え びの 高原 スポ ーツ レク リエ ーシ ョン 施設 使用 料	イン ライ ンス ケー ト場	専用 使用 の場 合	1時間 に つき 高等学 校及び 中学校 の生徒 並びに 小学校 児童の 団体 その他 の団体	[略]	1 高等学校 及び中学校 の生徒には 中等教育学 校並びに特 別支援学校 の高等部及 び中学部の 生徒を含む 。
	アイスケー ト場	1人1日 につき 大人 高等学 校及び 中学校 生徒 小学校 児童	1,025円 820円  615円				アイ スス ケー ト場	専用 使用 の場 合	1時間 に つき 高等学 校及び 中学校 の生徒 並びに 小学校 児童の 団体 その他 の団体	4,345円       5,430円   1,025円 820円  615円  8,690円  10,865円  1,025円 820円	2 小学校児 童には特別 支援学校の 小学部の児 童を含む。 3 専用使用 でない場合 、30人以上 の団体は、 1人につき 左記の金額 から 200円 を減ずる。 4 使用時間 が1時間未 満のときは 、その時間 は1時間と して計算し 、使用時間 に1時間未 満の端数が あるときは 、その端数 は1時間と して計算す る。

							中学校 の生徒 小学校 児童	615円			
[略]						[略]					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第64号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	務	市 町 村	市 町 村
[略]		[略]	
1の8	[略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、串 間市、西都 市、えびの 市、三股町 、高原町、 高鍋町、木 城町、川南 町、都農町 及び門川町	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、串 間市、西都 市、えびの 市、三股町 、高原町、 高鍋町、 <u>新 富町</u> 、木城 町、川南町 、都農町及 び門川町
[略]		[略]	
1の10	[略]	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、え びの市、高 原町及び高 鍋町	宮崎市、都 城市、延岡 市、日南市 、小林市、 日向市、え びの市、高 原町、 <u>高鍋 町</u> 、 <u>新富町</u> 及び川南町
[略]		[略]	
14	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、 <u>母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）</u> 及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行のための規則で別に規則で定めるものの規定による申請、届出等の受理に関する事務	[略]	[略]
[略]		[略]	
18の4	[略]	三股町、高 原町、国富	三股町、高 原町、国富

町、木城町、川南町、都農町、門川町、椎葉村、美郷町及び日之影町	町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、椎葉村、美郷町及び日之影町
[略]	[略]

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表14の項の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。

平成26年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第65号

## 宮崎県地域医療介護総合確保基金条例

(設置)

第1条 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第66号

## 都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用料の減免)	(使用料の減額等)
第13条 知事は、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。	第13条 知事は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
(指定管理者が行う管理の基準)	(指定管理者が行う管理の基準)
第15条の6 指定管理者は、次条の規定により読み替えて適用される第6条に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って	第15条の6 指定管理者は、第15条の8の規定により読み替えて適用される第6条に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に



都市公園の管理を行わなければならない。

（指定管理者が管理する場合の読替）

第15条の7 第15条の2の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条及び第9条の規定の適用については、第6条及び第9条第2項中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第15条の8 [略]

別表第2（第10条関係）

[略]

[略]

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第67号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第3（第6条関係）					別表第3（第6条関係）				
施設	基準				施設	基準			
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
宮崎県 青島少年自然の家 宮崎県 むかばき少年自然の家 宮崎県 御池少年自然の家	[略]				宮崎県 青島少年自然の家 宮崎県 むかばき少年自然の家 宮崎県 御池少年自然の家	[略]			
宮崎県 体育館	本館	入場料 等を徴 収しな い場合	1団体1 時間につ き アマチ		1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その				



						ユアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体のその他団体 アマチユアスポーツ以外に利用するとき	1,270 円以下 1,990 円以下 8,060 円以下	他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。 2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者をいう。 3 1つの団体が競技場の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、競技場の3分の2以下の面積を利用するときは3分の2、2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）以下とする。
						入場料等を徴収する場合 アマチユアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体のその他団体	1 団体1日につき アマチユアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体の最高額に100を乗じて得た額（その額が13,920円に満たない場合にあつては、13,920円）以下 1 人1日当りの入場料等の最高額に100を乗じて得た額（その額が13,920円）以下 1 人1日当りの入場料等の最高額に100を乗じて得た額（	が競技場の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、競技場の3分の2以下の面積を利用するときは3分の2、2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の1以下の面積を利用するときは3分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）以下とする。 4 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。

					その額が21,840円に満たない場合にあっては、21,840円)以下 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	1人1日当たりの入場料等の最高額に100を乗じて得た額(その額が88,700円に満たない場合にあっては、88,700円)以下	
				別館第1競技場	1団体1時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	270円以下 530円以下 2,050円以下	1 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に在学する者をいう。 2 1つの団体が競技場の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に掲げる金額に、競技場の3分の2以下の面積を利用するときは3分の2、2分の1以下の面積を利用するときは2分の1、3分の

				<p>1 以下の面積を利用するときは3分の1を乗じて得た額（100円に満たない端数があるときは、その端数は100円とする。）以下とする。</p> <p>3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
別館 第2 競技 場	専用で の利用 の場合	1団体1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	190円 以下 370円 以下	<p>1 「専用での利用の場合」とは、10人以上の団体で利用する場合をいい、「専用での利用でない場合」とは、9人以下の団体（個人を含む。）で利用する場合をいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者をいう。</p> <p>3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
	専用で の利用 でない 場合	1団体（ 個人を含 む。）1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体（ 個人を 含む。） その他 の団体 （個人 を含む 。）	100円 以下 190円 以下	
別館 第3 競技 場	専用で の利用 の場合	1団体1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	190円 以下 370円 以下	<p>1 「専用での利用の場合」とは、10人以上の団体で利用する場合をいい、「専用での利用でない場合」とは、9人以下の団体（個人を含む。）で利用する場合をいう。</p> <p>2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者をいう。</p> <p>3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。</p>
	専用で	1団体（		

		の利用 でない 場合	個人を含 む。) 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 ( 個人を 含む。 ) ) 其 他の の団体 (個人 を含む 。)	100円 以下  190円 以下	
		屋外人工登は ん壁	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	100円 以下  190円 以下	
		屋内 人工 登は ん壁	団体が 利用す る場合	1 団体 1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	100円 以下  190円 以下
			個人が 利用す る場合	1 人 1 時 間につ き 児童・ 生徒 その他 の者	40円以 下 80円以 上
		会議室		1 時間につ き	150円 以下  本館競技場と併 せて利用する場 合の利用料金は 、無料とする。
		附帯 設備 器具 (利 用に 要す る消 耗器 材は 含ま ない 。)	浴室・ シャワ ー (温 水)  ボクシ ング用 具  アマ チュ ア用 その他 )	1 時間につ き	570円 以下  同  同  同
					200円 以下  2,620 円以下  120円
					1 1 時間を単 位とする利用 料金の額を計 算する場合に おいて 1 時間 に満たない端 数があるとき は、その端数 は 1 時間とす る。 2 持込電気器 具用電気の利 用料金は、当

			示盤		以下	該電気器具に 表示された電 力に1キロワ ット未満の端 数があるとき は、1キロワ ットとして算 定する。
			ボデー ライ ト	1列1時 間につき	390円 以下	
			スポッ トライ ト	1台1時 間につき	220円 以下	
			フット ライト	1列1時 間につき	390円 以下	
			放送設 備(マ イクロ フォン は2本 とする 。)	1時間に つき	490円 以下	
			携帯用 テープ レコー ダー	同	60円以 下	
			バレ ボール 用具	1組1時 間につき	60円以 下	
			バドミ ント 用具	同	60円以 下	
			ハンド ボール 用具	同	60円以 下	
			テニス 用具	同	60円以 下	
			バスケ ットボ ールゴ ール			
			固定 式	同	60円以 下	
			移動 式	同	100円 以下	
			跳箱	1時間に つき	60円以 下	
			トラン ポリン	同	100円 以下	
			レスリ ングマ ット	同	100円 以下	
			卓球用 具			
			競技 専用	一式1日 につき	4,530 円以下	
			競技 専用 以外	1台1時 間につき	60円以 下	
			体操用			

		<table border="1"> <tr> <td>具</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>競技専用</td> <td>一式1日につき</td> <td>3,390円以下</td> </tr> <tr> <td>競技専用以外</td> <td>1種目1時間につき</td> <td>60円以下</td> </tr> <tr> <td>長机</td> <td>1時間につき</td> <td>10円以下</td> </tr> <tr> <td>椅子</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1人掛け</td> <td>同</td> <td>10円以下</td> </tr> <tr> <td>3人掛け</td> <td>同</td> <td>10円以下</td> </tr> <tr> <td>フェンシング用具</td> <td>一式1時間につき</td> <td>100円以下</td> </tr> <tr> <td>ハンドマイク</td> <td>1時間につき</td> <td>50円以下</td> </tr> <tr> <td>レコーダー</td> <td>同</td> <td>60円以下</td> </tr> <tr> <td>その他の器具類</td> <td>同</td> <td>60円以下</td> </tr> <tr> <td>持込電気器具用電気</td> <td>1キロワットにつき</td> <td>220円以下</td> </tr> </table>	具			競技専用	一式1日につき	3,390円以下	競技専用以外	1種目1時間につき	60円以下	長机	1時間につき	10円以下	椅子			1人掛け	同	10円以下	3人掛け	同	10円以下	フェンシング用具	一式1時間につき	100円以下	ハンドマイク	1時間につき	50円以下	レコーダー	同	60円以下	その他の器具類	同	60円以下	持込電気器具用電気	1キロワットにつき	220円以下	
具																																							
競技専用	一式1日につき	3,390円以下																																					
競技専用以外	1種目1時間につき	60円以下																																					
長机	1時間につき	10円以下																																					
椅子																																							
1人掛け	同	10円以下																																					
3人掛け	同	10円以下																																					
フェンシング用具	一式1時間につき	100円以下																																					
ハンドマイク	1時間につき	50円以下																																					
レコーダー	同	60円以下																																					
その他の器具類	同	60円以下																																					
持込電気器具用電気	1キロワットにつき	220円以下																																					
	宮崎県ライフル射撃競技場	<table border="1"> <tr> <td>エアライフル射場</td> <td>1人2時間まで</td> <td></td> <td rowspan="2">                     1 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、当該利用料金の額に2分の1を乗じて得た額を加算する。                      2 1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校及び高等学校（中等教育学校を含む。）生徒 その他の者</td> <td>125円以下  240円以下</td> </tr> <tr> <td>スモールボアライフル射場</td> <td>1人2時間まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒 その他の者</td> <td>190円以下  370円以下</td> </tr> </table>	エアライフル射場	1人2時間まで		1 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、当該利用料金の額に2分の1を乗じて得た額を加算する。 2 1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。		中学校及び高等学校（中等教育学校を含む。）生徒 その他の者	125円以下  240円以下	スモールボアライフル射場	1人2時間まで				高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒 その他の者	190円以下  370円以下																							
エアライフル射場	1人2時間まで		1 時間超過の場合は、超過時間1時間につき、当該利用料金の額に2分の1を乗じて得た額を加算する。 2 1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。																																				
	中学校及び高等学校（中等教育学校を含む。）生徒 その他の者	125円以下  240円以下																																					
スモールボアライフル射場	1人2時間まで																																						
	高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）生徒 その他の者	190円以下  370円以下																																					

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。